

**公正取引委員会**  
**第 15 回公開セミナー**  
**(2009 年 2 月 13 日)**

(小田切(司会)) 競争政策研究センターの所長をいたしております小田切でございます。本日は、多くの方にお集まりいただき、誠にありがとうございます。

本日の第15回公開セミナーには、独立行政法人国際協力機構(JICA)の御協力を得て、中国政府から6名の方々を講師としてお招きすることができました。JICAには、この場を借りてお礼を申し上げたいと思います。

さて、本日のテーマは、「中国独占禁止法の概要、運用状況等」となっております。中国の独占禁止法については、昨年8月に施行され、日本での関心、注目度も非常に高かったということで、昨年10月には公開セミナーにおいて、名古屋大学の川島富士雄教授に、その執行体制と施行状況についてお話しいただいたところです。本日は、中国政府において、独占禁止法の企画・立案・執行等を実際に行っている競争当局、関係機関の方々から、同法の概要、運用状況等についてお話しただけということです。

講師の方々を紹介させていただきます。向かって左側から、商務部独占禁止局副局长の趙宏(Ms. ZHAO, Hong)さんでいらっしゃいます。

次に、国家発展改革委員会価格監督検査司司長の李鐳(Mr. LI, Lei)さんでいらっしゃいます。司長というのは、日本の役所では局長に相当するとお聞きしています。

次に、国务院法制弁公室工交商事司副司長の董超潔(Ms. DONG, Chao-Jie)さんでいらっしゃいます。

次に、工業・情報化部産業政策司副司長の辛仁周(Mr. XIN, Ren-Zhou)さんでいらっしゃいます。

次に、国家工商行政管理総局独占禁止・不正競争禁止執務局処長の楊潔(Ms. YANG, Jie)さんでいらっしゃいます。処長というのは、日本の役所では課長に相当するとお聞きしています。

最後に、最高人民法院知的財産権庭裁判長の夏君麗(Ms. XIA, Jun-Li)さんでいらっしゃいます。中国語の発音が不慣れですので、お名前の発音に誤りがありましたらお許しくださいと思います。

以上の6名の方々から御講演いただき、その後お時間の許す限り、質疑応答をさせていただきますと思っております。

それでは、早速ではございますが、時間が限られておりますので、趙さんの講演から始めたいと思います。よろしくお願いいたします。

(趙) 先ほどの御紹介に感謝したいと思います。私ども女性も含まれていたのですが、中

国語に訳されるとき、先生という言葉を使っただいて、大変うれしく思います<sup>1</sup>。

今回は大変すばらしい機会です。私自身もこういう得難い機会をいただき、とてもうれしく思います。公正取引委員会の皆様方と中国の独占禁止法について交流できることは大変貴重だと思います。私は、国家発展改革委員会、商務部、工商総局、工業・情報化部や地方機関、あるいは最高裁判所などを代表して、今回、公正取引委員会をはじめ、**JICA**の皆様方からいろいろな御配慮をいただきましたことに、心から感謝を申し上げます。

今、市場経済は世界の中で推進が速まっています。競争のルールというのは、生活の中でもより大きな役割を果たしています。競争政策、そして、競争法に関する国際交流も、今や重要な課題となっています。私自身思いますに、今回の訪問は、中日双方の競争政策や競争法の面に対話と交流を行う上で、とてもいいスタートを切れました。こういう交流と活動は今後も引き続き、いろいろな形で行われるべきだと思います。

今日は時間に限りがあるということで、皆様のお手元に日本語に訳された私どもの資料があると思いますが、このペーパーの中にあるもの、あるいはインターネットでアクセスできるようなものについては、ここでは重複しないようにしたいと思います。私は今日、**3**つ述べたいと思っています。**1**つ目は競争政策と関係する問題、**2**つ目は企業結合について、**3**つ目は皆様も関心の高い関連立法の問題、特に外資の**M&A**についてです。そして、市場画定などのガイドラインについてもお話しできればと思います。

まず、最初の問題ですが、先ほど私どもは御招待を受けて、竹島委員長と会食したのですが、いろいろな問題を話し合いました。一つは、東アジアにおける競争、市場経済の基盤に関する問題です。私が思いますに、人類の発展の歴史を振り返ると、どのような歴史の段階にあっても、競争というのは常にあり続けたと思うのです。東アジア各国はある意味で、その歴史を見ても、常に激動の競争あるいは闘争の時代であったと思います。経済、文化、科学技術、いずれの分野においても、競争は存在しました。競争というのは、人類が生きていくための自然の法則でもあるのです。

もし人類にお互いに競争するということがなかったとしたら、私たちは静かな状況になっていたと思います。あるいは禅の境地といったことに陥るかもしれません。よって、競争というのは、人類の社会の発展史の中でも常にあり続ける様相ではないかと思います。

競争制度と文化の進んでいる分野というのはそれぞれ異なります。特徴も異なるし、文化は国や地域によって異なります。中国には歴史的に大変有名な科举制度というのがあります。

---

<sup>1</sup> 中国語において「先生」は男性に対する敬称として使用される。

ました。これは学術的な競争制度です。能力のある人材を選ぶ上で、ある意味でよい競争のルールが制度的にあったわけです。これは近代の文官制度における試験制度の手本となりました。このような言葉は私が考えて言っているわけではなくて、イギリスの学者も同じようなことを指摘しています。

こうしたことから、一般に、東アジアの思想や文化というのは、自然の法則を重んじて関与しないという哲学を基盤としているといわれておりますが、私は、そうではないと考えます。例えば道家の思想とか仏教とかいろいろありますが、いずれも自由な思想、自由経済の思想、更には政府が介入しないという政策の哲学の基礎となったものです。東アジアの思想は、一種の秩序というか、安定した社会構造を求めていると思います。秩序ある制度をベースにしたよい競争を模索する。これがある意味で東アジアの特徴と言えるのではないのでしょうか。個人的には、純粋な束縛のない競争よりも、より理性的なものでないかと思っています。このような思想的、倫理的な基盤を持った競争が東アジアにはあると思います。

こういった思想の成果の中に、これは哲学的なもの、あるいは独特な文化と言っても良いと思いますが、今の競争政策やルールの制定に大いなるヒントがあります。アジアでのルール作りにおいては、こうした思想的なもの、哲学が貢献できると思います。中国も日本も、東アジアの主な国というのは、世界に対して、私たちの競争の文化、競争の思想を宣伝していく使命を負っているのではないのでしょうか。今、金融危機が起きています。これはアメリカに端を発したものであり、世界全体に**100**年に**1**度とも言われる経済の低迷という状況を生み出しています。こうした中、東アジアの競争の文化、競争の思想という視点を考えることは、現実的な意味があると思います。また、中国における競争政策を考えるに当たっても、中国の歴史的な競争政策、数千年の文化ということを考えますと、思想的な特徴や制度についても、今後、更に掘り下げて考える必要があると考えております。過去**30**年、鄧小平氏が推進してきた改革開放を旗印とする市場化という立場、成果は注目に値するものです。その成果については高く評価すべきだと思いますし、世界も評価していると思います。**30**年の改革開放を振り返ると、まさに市場化、つまり競争制度を絶えず整備してきた歴史です。このプロセスとか経験をどのように評価したらいいのか、そして中国において競争の制度を打ち立てる上での特徴は何だったのか、現状はどうかを考えるのは独占禁止執行機関の課題でもあり、こういったことをしっかりとやっていきたいと思います。国務院の独占禁止委員会の指導の下で、私どもはこういったことを行って

いるところでは。

今日は時間が余りないので、概括的なことしか言えませんが、今後、もっと突っ込んだ意見交換をするチャンスがあればと思います。

それでは、企業結合について述べたいと思います。私は中国の商務部独占禁止局におります。商務部というのは中国の独占禁止法の**3**つの執行機関の**1**つです。独占禁止法の**3**つの部分、つまり企業結合に関する届出及び審査を担当しています。そして、中国の独占禁止法の**第9**条に基づき、独禁委員会の日常的な業務を担っています。

今日は公取委内部の方が中心と伺っていましたが、企業の方もいらっしゃるということで、中国の企業結合に関する法律についてまとめて概括的にお話をしたいと思います。企業や弁護士の方々にも若干役立つのではないかと思います。

中国の企業結合の制度ですが、これは事前届出制度を採っています。それと同時に、それが義務付けられています。すべての企業は、結合の一定の条件を満たす場合、中国の商務部の独占禁止局に届出をしなければいけません。

この結合の条件ですが、何をもって結合とするのかについては、中国独占禁止法における結合の定義とは何かを見なければいけません。これがまず、**第1**の前提として認識すべきところです。中国の独占禁止法は、結合について**2**つの側面から定義付けをしています。**1**つは企業同士の合併です。これは市場の構造を変えるということから、結合審査の事項として決められています。もう**1**つは株式や資産の取得、あるいは契約関係によって支配権を得ることにより、ほかの経営者に決定的な影響を与えるという状況、これも、中国でいう独占禁止法の結合であるとみなされます。

このような行為に及ぶ場合で、なおかつ一定の数量基準、すなわち國務院が発表した独占禁止法の結合に関する届出基準を満たした場合には、届出をしなければいけません。この数量基準というのは、**1**つは、結合を行うすべての企業の世界での売上、これは資産額ではなく、営業額が**100**億元以上で、かつそのうち少なくとも**2**社の中国域内での売上が**4**億元以上の場合、もう**1**つは、結合にかかわるすべての企業の中国域内での営業額、つまり売上の総額が**20**億元以上で、かつそのうち少なくとも**2**社の中国域内での営業額が**4**億元以上の場合、この**2**つの状況のどちらかに当たる場合は独占禁止法に基づいて、執行機関に企業結合の届出をしなければいけません。

では、どのような形で結合とみなされるのか。特に株式の取得などについては、法律での線引きが必要です。そこで、経営者、企業が独禁当局と事前に相談をするという制度が

あります。また、届出の具体的な手順としては、届出資料が揃ってから、**30**日以内に独占禁止執行機関が第**1**段階の審査をして、第**2**段階の審査に入る場合には経営者に通達を出します。第**2**段階の審査は、**90**日以内に完了しなければいけません。また、企業の同意が前提ですが、資料に不備があるなどの場合には、第**2**段階に入ってから更に最長で**60**日延長することができます。そして、最終的に、禁止するか、結合を認めるかの判断が出てきます。

なお、企業結合についての事前相談とか審査のプロセス、結果の公表については、私の資料にもありますので、**1つ1つ**時間を割いて御説明することは割愛させていただきます。

また、中国の独占禁止法については、商務部の独占禁止局のホームページで、幾つかのガイドライン的なものを発表しています。特に、独占禁止審査処理ガイドライン、企業結合独占禁止審査フローチャート、企業結合届出に関する指導意見、企業結合届出文書資料に関する指導意見といったものが公表されています。結合の審査に関する表もそこにはあります。

独占禁止法は、去年の**8**月**1**日に実施に移されたわけですが、それ以前から、外資の**M&A**に関する規定が発表されています。私どもは、同規定も含めて過去約**3**年間にわたって**600**件ほど審査をしてきましたが、そのプロセスについては、いろいろな手続、手順を定めています。加えて、国务院独占禁止委員会の指導の下で、独占禁止法の関連立法を急いでいるところです。商務部のホームページには、**4**つの案が発表され、今年の**1**月**16**日から**2**月**16**日までパブリックコメントを受け付けています。具体的には、企業結合の審査処理に関する暫定弁法案、企業結合の届出に関する暫定弁法案、法に基づき届出を行っていない企業結合調査処理に関する暫定弁法案、届出基準に到達していなくても独占の疑いのある企業結合の証拠収集に関する暫定弁法案であり、いずれも私ども商務部の規則として今後発表していく予定です。

また、独占禁止委員会による関連市場の画定に関するガイドライン案についても、商務部のホームページで公開し、パブリックコメントを受け付けています（締切りは**2009**年**1**月**31**日）。これは商務部のみならず、独占禁止委員会の関連部門と共に作ったガイドラインです。

また、もしかしたら皆様が関心を一番寄せていらっしゃるの、外資による合併・買収の問題ではないかと思います。外資が中国の企業を合併・買収するときには、いろいろな法律がかかわってきます。**1**つは外資企業の投資に関する法律制度も考えなければいけま

せん。中国内に投資する場合には、まず中国の**3**つの外資企業に関する法律、つまり、合弁企業法、独資企業法、合作企業法の規定に合致しなければいけません。そして、外商投資産業指導目録というガイドラインに定められている投資設立企業の審査もクリアしなければいけません。

また、外資による買収が国家安全保障にかかわる場合、独占禁止法の**31**条に規定されているとおり、国家安全審査を受けなければいけません。その細則などについては現在整備中です。発展改革委員会と商務部と一緒に作業をしており、間もなく公表できる段階になると思います。

このように、中国においては、中国の企業同士の買収でも、外資の中国企業に対する買収でも、中国企業の対外的な買収でも、中国の独占禁止法は、これらを差別なく結合として定めており、また、最低ラインというものを定めているわけです。競争に関する審査を、こうした枠組の中で行っています。私どもは独占禁止に関する執行をする中で、内資企業であれ外資企業であれ、法律の適用という面では全く同等に扱っています。

時間の関係で本当に概括的でしたが、御紹介申し上げました。もし何か御質問があるようでしたら、後ほどの質疑応答のときにお答えしたいと思います。御清聴ありがとうございました。（拍手）

**（小田切）** どうもありがとうございました。それでは引き続きまして、国家発展改革委員会価格監督検査司司長の李鐳さんをお願いいたします。

**（李）** 御来場の皆様、中国の価格独占行為、不当な価格設定行為防止のための状況について紹介する機会を得まして、大変うれしく思っております。

まず、国家発展改革委員会の主な機能についてお話をしたいと思います。国家発展改革委員会というのは、国务院の構成部門です。そして、経済や社会の発展に関する政策を総合的に検討し、立案し、経済体制改革を指導するマクロコントロール部門です。国务院価格主管部門は、価格政策を立案し、実施し、その検査、監督なども行います。価格にかかわる違法行為や価格独占行為に対して適法な取締りを行うということです。

国家発展改革委員会の内部には、価格監督検査司が設けられています。法に基づき、価格独占行為、市場支配的地位の濫用などを取り締まる責任を負っています。

中国政府が有する価格独占行為の防止、監督管理機能は、主に価格監督検査機構が担当することになっています。中央・省・市・県、**4**つの等級に分かれており、各レベルに価格監督検査機構が設置されています。

1983年8月に、まず、物価検査所ができました。その後20年を経て、今は全国の省・市・県をカバーする3,000か所以上の機構ができており、法執行人員は4万人以上に達しています。非常に成熟した専門的な1つの部隊であり、今まで違法案件1,000件以上を摘発しています。

私どもが果たしている主な機能ですが、価格法をはじめとした価格監督検査に関する法律、政策などを策定し、監督検査し、それに関連する提案などを行っております。また、価格に関する違法事件などを取り締まっています。さらに、価格独占行為防止のためのその他のいろいろな法執行を行っており、重大な価格独占行為や事件を調査、認定、処理しています。このほか、市場の価格動向に対する監督管理業務を計画、実施し、重大な事件などを調査、処理し、市場価格の異常な変動に対しても監督検査を行っております。

価格独占、市場独占分野においては、まず、市場の価格動向に対する監督管理業務を行っております。それから、全国における価格独占行為、不当な価格設定行為に対する監督検査などを行っております。重大な価格独占行為などの調査、認定、処理も行っております。また、価格競争に関する政策、価格独占防止に関するガイドラインなども作成しています。そして、国务院から委託された業務を担当しています。さらに、価格独占防止に関する国際交流・協力活動を実施しています。このほか、通報を受けた価格独占行為などについては重大事件の請負事業も行っております。

また、国家発展改革委員会は、独占禁止法において、価格に関するものは私ども価格監督検査司が責任を負っています。そして、各省にも機関を設けており、地域内の価格独占禁止の仕事を担当しています。私どもは調査なども行っており、価格独占に関する仕事というのは、中央と省レベルの機関が責任を負っています。その下の市と県の2つの段階の行政政府は主に調査を行っております。

垂直と水平のものを含んだ価格独占協議について、違法行為を調査し、カルテル、廉売などの行為があるかどうかを調査しています。不当な廉売などの行為があった場合、私どもが調査し、取締りを行っております。不当価格の行為があるかどうかについても調査を行っております。

次にお話をしたいのは行政法体系です。中国が改革開放政策を実施して以来、体系が整備されてきたところですが、国家発展改革委員会関連では、価格法、独占禁止法を中心として、価格詐欺などを禁止する内容が含まれた、成熟した法体系ができあがっています。様々な内容、プロセスなども規定されており、市場のために完備された法体系です。価格



独占行為を防止する規定は**2003**年にできあがっており、懲罰規定もできています。また、不当廉売を禁止する規定や価格違法行為の行政処罰実施方法も作成しています。例えば値段の不当つり上げ行為に対して処罰するという策定が含まれています。それから、価格違法行為の通報規定も策定しています。価格独占行為に関する行政処罰の内容についても、今後さらに改正などを行い、完備していきたいと考えています。さらには、リニエンシー制度も取り入れていきたいと考えています。

次に、監督管理についてお話をしたいと思います。国家発展改革委員会は、独占禁止法が成立する前には、価格法を主な法的根拠として、価格独占行為を一貫して監督管理の重点事項としてきています。

**2007**年には、価格を一斉に値上げするという事件がありました。それによって市場が混乱に陥り、価格独占行為が大きく注目されるようになりました。幾つかの事件が発生し、**80**件ぐらいの事件について調査が行われております。特に国民や社会に対して非常に大きな影響を与えるような事件について、私どもは重点的に調査を行いました。

例えばインスタントラーメンの事件がありました。この事件は、独禁法成立前のものであったのですが、全国人民代表大会常務委員会における独占禁止法草案の審議に大きく影響を与えております。そして実際のいろいろなデータ、基礎などが提供され、中国における独占禁止法の立法活動に対して非常に大きな影響を与えています。

時間の関係上、この事件についてこれ以上詳しく説明することはできませんが、このような事件から、独占禁止法では、業界団体に対する幾つかの規定が整備されています。第**11**条では、各業界団体の自制を強化するということが書かれています。業界団体がこの法律に違反した場合、独占禁止機関がその団体に対して、**50**万元以下の罰金を処することができることとなっております。

不当な価格設定行為の監督管理についてですが、**2008**年は中国がちょうど改革開放を実施して**30**年目に当たる年です。最初は何もなかった時点から、改革開放を実施し、発展し、多くの商品価格やサービス価格が市場によって決まるようになってきています。これにより中国の特色のある社会主義市場経済という体制ができあがってきています。そして、それに関連のある法律なども整備してきています。一部市場経済の発展に合わないような法律もありますが、それは順次改正されてきており、一つの法律体制として、価格法ができあがりました。価格法の中には、経営者は価格の設定の中で様々な権利を有するということと同時に、あつてはいけない不当な価格設定行為を禁止するということや、廉売行為

や価格詐欺などの行為は禁止すると規定されております。

私どもは、この数年来、不当な価格設定行為に対する監督管理を行ってきています。例えば、板ガラス、鋼材、カラーテレビ、光ケーブルなどの業種におけるダンピング行為を次々と防止し、過当競争を阻止してきています。いろいろな事例があるのですが、時間の関係上、ここでは説明、紹介することはできません。

国際社会において共通認識に達しているのは、消費者の利益、実体経済に反する行為を禁止しなければいけないということです。現在、世界経済は不況に陥っています。公平な競争、公平な秩序を守るために、私どもはこのような法律を実施し、経済を良くしていきたいと考えています。そして、日本の皆様とも協力し、広範囲にわたる協働を進めていきたいと考えています。以上です。（拍手）

（小田切） どうもありがとうございました。それでは引き続きまして、国务院法制弁公室工交商事司副司長の董超潔さんをお願いいたします。

（董） ありがとうございます。このような機会をいただきまして、大変うれしく思っております。日本で独占禁止法、競争法の実務に携わっていらっしゃる方、研究をしていらっしゃる方とこのような交流をすることができて、大変うれしく思っております。中国における独占禁止法に私自身かかわっており、よって今日は、**JICA**、公正取引委員会の御協力で、こうして日本に来て、交流と訪問をすることができました。大変ありがたく思っています。この機会に、公正取引委員会と**JICA**には心より感謝を申し上げたいと思います。

今日は私ども中国の独占禁止法に関する状況について御紹介するというので、**6**人が発言することになっているので、私は簡単に述べたいと思います。中国での独占禁止法の制度、そして、執行のメカニズムについて申し上げたいと思います。

この法律は、**2007年8月30日**に第**10**期全国人民代表大会で成立し、**2008年8月1日**から施行が開始されました。中国の独占禁止法は、中国の社会主義市場経済の法律整備の中での大変重要な一環であり、独占行為を制限し、そして、公平な競争を守るものです。また、全国の公平で秩序ある市場メカニズムの整備の上からでも、独占禁止法の制定は重要です。

私は**4**つの面から中国の独占禁止法制度について概括的に御紹介します。他の講演者がそれぞれの立場から具体的に御紹介するので、ここでは具体的な御紹介については割愛したいと思います。まず、最初に申し上げたいのは、中国で独占禁止法を作るに当たり、どのような原則に従って行ったのか。まとめますと、中国では独占禁止法を作る上で、**4**つ

の原則を考えました。

第1の原則は、この法律制度は国際的な慣行に合致し、それと同時に中国の実情も踏まえるということです。つまり、一方では、独占禁止法は世界では**100**年余りの歴史があるわけですから、国際的な経験を踏まえていこう、そして、世界各国で共通認識となっている典型的な、特に競争を制限したり排除したりする独占行為について厳格に禁止していこうという考え方がありました。一方で、中国の経済の発展状況も考えなければいけないと考えました。社会主義市場経済の特徴がありますし、新しい制度と旧制度がちょうど切り替わっているというのが中国の国情です。中国の企業が市場のアクターであり、まだ必ずしも成熟した状態ではないということがあるので、競争の制限といっても、これは適度な制限ということです。悪性の競争をなくしていくということを考えました。また、制度的には、明確な、そして適度な規制ということを考えました。

第2の原則は、市場競争を保護するのに有益であり、市場競争の環境を作るのに資するものでなければならない、また、スケールメリットを生かしながら、市場制度、独占禁止制度を作っていく上で、役割を果たさなければいけないということです。

第3の原則は、国の経済運営の健全な秩序ある発展を守らなければいけないというものです。市場競争に資する形で、消費者の権益を守る企業の経営行為を守らなければいけない。また、競争を排除したり制限したりする可能性のある経営行為についてはやめさせていく。

第4の原則は、これは企業の行為を規制するものであり、国として市場競争の秩序を守るための重要な手段でもありますので、市場のアクターである企業に対してオープンで透明なルールをきちんと整備しなければいけないと考えました。

このような考え方から、私たちは、明確で、具体的で、理解しやすい制度作りが必要だということに注意しました。今、市場というのは多様化・複雑化しています。それと同時に、独占禁止法という面において、中国では、まだ実践的な経験が余りありません。よって、私たちは、まず、独占禁止の基本原則を定め、制度の枠組を作るということを主に考えました。そして、独占禁止法を作り、更に細則を整備していく。それによって独占禁止法の執行を担保していくということを考えました。一定の実践を経れば経験も豊富になりますから、経済発展の実情に合わない競争などについては今後手直しをしていく。このような形が中国の独占禁止法制定の上での主な考え方です。

次に申し上げたいのは独占禁止法の適用範囲についてです。中国の独占禁止法は**3**つの

側面から適用範囲を定めています。まず、地域の範囲ですが、中華人民共和国域内の経済活動についてこの法律を適用するとしています。また、域外、国外の活動で、域内の競争の排除などの影響がある場合には適用されることも定められているので、この法律は域外の活動にもある意味では適用されるということになります。

行為に関しても独占禁止法の適用範囲を明確にしています。3つの主な独占行為です。1つは企業が独占的な協定を結ぶ行為、もう1つは企業が市場の支配的地位を濫用した場合、最後に競争の結果を排除したり制限したりする可能性のある企業結合についてです。これらは国際的な経験も踏まえながら、私どもで制定した適用範囲としての行為です。

中国の独占禁止法は、中国での経営について特別な問題があるので、特に行政権の濫用による競争の排除や制限について、章を別に設けて規制をしています。これは中国の特徴的なところでもあります。そのほかに、知的財産権を利用した競争の排除についても規定があります。

また、もう1つの側面ですが、独占禁止法が適用される主体は誰かということです。これは商品の生産や経営、サービスの提供を行っている企業に適用されるということで、自然人と法人、その他の組織、機関にも適用されることとなります。

次に、独占禁止法の定めた主な制度についてお話します。この主な制度については、先ほど私の同僚2人からお話をしました。1つは企業結合、もう1つは独占的な協定についてそれぞれ説明があったので、これらについては省略していきたいと思います。市場支配的地位の濫用については、工商総局の方から後ほど説明があると思いますので、ここも省略します。これらの内容を除いたところで、行政権の濫用による競争の制限と排除がありますが、この部分の機能については、工商総局が担当しています。

それ以外に、独占禁止法では違法な独占行為について、法的責任をそれぞれ定めています。法的責任というのは行政責任もありますし、民事責任もあります。刑事責任の関連規定もあります。それと同時に、独占禁止法に違反した場合、特に協定行為に関してですが、我々はリニエンシー制度を制定しています。日本の独占禁止法でも減免制度が導入されておりますが、中国のリニエンシー制度については、更なる細則の規定が必要であると考えています。

また、中国の独占禁止法では、独占行為の調査・処理の手順、更には調査・処理の権限について具体的な規定があります。

これは独占禁止法に定めている主だった制度的なものです。時間の関係で、細かい御説

明までできませんが、後ほど御質問があれば御説明したいと思います。

私が申し上げたいもう**1**つの内容は、中国の独占禁止法の執行メカニズムです。先ほど趙宏副局長から、独占禁止法の執行に関する枠組についての話がありました。私からは更にこれを御紹介したいのですが、中国の独占禁止法というのは**2**つの部分に分けて執行されています。まず、独占禁止委員会というのがあります。中国の独占禁止法では、国務院に独占禁止委員会を作り、独占禁止に関することを調整・指導する、競争政策についての制定を検討する、ガイドラインを作る、そして、市場の全体的な競争の状況を評価し、評価報告書を作るということが求められています。さらには、独占禁止法の行政執行業務などについても調整を取るというのが独占禁止委員会の仕事になります。

国務院の独占禁止委員会は既に設置されています。主任は国務院副総理の王岐山氏が担当しています。副主任は**3**つの執行部門、商務部の部長、発展改革委員会の主任、国家工商総局の総局長が担当しています。加えて、**14**の部門や機関が独占禁止委員会のメンバーとして参加しています。

この構成から見ると、国務院の独占禁止委員会は大変ハイレベルな委員会になります。また、重要な執行機関をすべて代表しており、ある意味で権威ある委員会ということが担保されています。そして、着実に組織や調整、指導に関する役割を果たすことができる委員会です。

独占禁止委員会の下には、専門家諮問グループのようなものが設けられています。この専門家グループですが、独占禁止委員会が検討を必要とする重要な問題について、専門家としての意見を提出するということになっています。これは独占禁止委員会の意思決定などいろいろな業務をより科学的、合理的に実施するためのグループであり、効果的なメカニズムであると言えます。独占禁止法の執行というのは技術的な側面が大変強いこともあって、独占禁止委員会が法律に与えられた職責をよりよく全うするために、このようなグループが設置されています。

さらに、国務院の独占禁止委員会が職責を履行するに当たり、大量の日常的な事務や関連の業務があります。これについては商務部の独占禁止局が担当しています。

国務院独占禁止委員会のよりよい業務展開のために、独占禁止委員会の業務規則も作りました。そこには**3**つの内容が決められています。**1**つ目は独占禁止委員会の負うべき職責は何かを定めています。**2**つ目は業務形式、例えば、全体会議、主任会議、専門会議を開催するという具体的な形式について定めています。**3**つ目は委員会が職責を履行する上

での具体的な事項について定めています。例えば、どのような議題を採り上げるか、全体会議、主任会議、専門会議の任務はそれぞれ何か、これは手続上の問題でもあります、そういったことを独占禁止委員会の業務規則ということで定めています。

次に、具体的な執行部門についてです。先ほど趙宏副局長からも話がありましたが、独占禁止法の規定に基づき、執行機関を国務院が定めるとしています。この規定は既に明確化されています。国務院は市場支配的地位の濫用、企業結合、行政権の濫用による競争の排除、独占的な協定の4つはそれぞれ特徴がある違反行為でもあるので、今の中国の関係部門の職責の区分けとか、これまで独占禁止に関する行政的な仕事の執行をどのように行ってきたかという歴史を踏まえて、独占禁止法の具体的な執行機能は発展改革委員会、商務部、工商総局の3つの部門がそれぞれ担当するという体制作りをしています。

発展改革委員会は法律に基づき、価格に関する独占についての取締りを担当しています。商務部は企業結合行為について独占禁止法に関する審査をします。工商総局は価格独占以外の独占的協定、市場支配的地位の濫用などについて担当します。これが中国の独占禁止法に関する執行の枠組です。

以上のおり御紹介をさせていただきました。ありがとうございました。（拍手）

（小田切） ありがとうございました。続きまして、工業・情報化部産業政策司副司長の辛仁周さんをお願いいたします。

（辛） 御来場の皆様、今日のセミナーに参加することができて、大変うれしく思っております。私は来る前に今回の原稿を用意しましたが、パワーポイント資料は用意していません。なぜかという、この前あるセミナーに参加しました。その時、パワーポイント資料を使っていたのですが、ヨーロッパの人が言うには、パワーポイント資料は簡単に分かりやすいけれども、人々の思考面を制限する欠点があるということでした。私の原稿ですが、皆様にお配りしてありますので、このまま読み上げることはしません。

産業政策についてですが、産業政策というのは非常に重要になってきています。中国の改革開放は30年経ちましたが、中国の産業政策はこの間それぞれ異なった時点、異なった人々、異なった部門から様々な解釈をすることができます。

私は2つの時期に分けることができると思います。改革開放が始まった1978年から2000年までの間の産業政策は、需要を満たすということを目的としております。当時、中国では、まず食料、衣服などが非常に不足していました。1999年になり、改革開放から20年経ちましたが、中国の市場は大きく変化してきました。売り方市場から買い方市場に

変わってきています。物が豊富になり、不足感はなくなりました。ですから、中国の産業政策はこのときから新しい段階に入ってきたと言えます。私はこのように**2**つの段階に分けて考えています。

そして、その第**2**段階で重要な点は、構造調整です。今、このように考えています。第**1**点目に、ハイテク産業と装置産業を発展させる必要があるということです。なぜかというところ、中国の経済の規模は非常に大きくなり、発展速度も非常に速くなってきています。しかし、中国の産業構造というのは、特にハイテク産業の割合が小さい。国際競争に参加するにしても、ハイテク産業は重要な役割を果たすので、その割合を増やしていく必要があります、発展を促していきたいと考えています。

それから、通信産業、情報産業ですが、日本では数年前からユビキタスという言葉がよく言われるようになってきました。情報産業も非常に重要であり、今後数年間、中国ではハイテク、コンピューター、次世代通信網などの発展に力を入れていきたいと考えています。総理の主催する会議でも、通信市場、情報市場を発展させるということが言われています。**CDMA2000** など、今、次世代の方法が**3**種類ありますが、中国ではこのような技術も同時に発展させていきたいと考えています。

もう**1**つは装置産業ですが、中国の経済の規模から見ても、装置産業は比較的大きな比率を占めています。しかし、技術のレベルが低い。例えば、**NC** 機械などのレベルがまだまだ低い。日本は非常に高いですね。それから輸送設備、石油化学設備、動力設備などの面においても、技術が遅れていると言えます。

**2**点目に考えているのは、ハイテク技術を利用して、伝統産業の改造を促進していくということです。中国では、冶金や石油化学、紡績などの面においては、まだまだ技術が低い。この伝統産業という分野においても、ハイテク技術を利用して、改造を進めていきたいと考えています。

また、伝統産業というのは環境を汚染し、エネルギーを多く消費しています。新しい技術やハイテク技術を利用して、伝統産業を改造し、技術のレベルを上げ、省エネや環境にも優しい産業を作り上げていきたいと考えています。

**3**点目に考えているのは、構造調整です。中国の産業構造というのは遅れており、分散しています。例えば、自動車産業ですが、中国の自動車生産量は**900**万台、**1000**万台足らずです。**900**万台の車を**100**社ぐらいの企業が生産しています。日本の場合は、トヨタだけでも**1000**万台を生産していますよね。ですから、中国の産業は分散していると言え

ます。鉄鋼産業も同じです。鉄鋼の生産量は世界一で、去年は 5 億トンでしたが、1000 万トンの企業はそれほど多くなく、数社しかありません。ですから、リストラなどいろいろな方法を使って、産業の集約度を高めていきたいと考えています。

4 点目に考えているのは、地域経済の発展の調整を図っていききたいということです。中国は非常に広く、経済の発展がアンバランスです。例えば、西部地域の開発計画、東北地域、中部地域の振興政策、東部沿海地域の優先発展計画を作成するなど、様々な計画を立てて調整を図っております。東部地域というのは国際市場とも関係が密であるということで、優先的に発展させるという政策を採っています。この数年来、揚子江デルタや上海、江蘇省、浙江省辺りの発展戦略を立てており、東部地域の発展を優先しています。それから、天津を含めた渤海地域の発展計画も作成しています。各地域の優位性を十分に発揮させ、産業構造を最適化し、特色が発揮できるようにしていきたいと考えています。

もう 1 つは低い生産性を淘汰していくということです。中国の GDP の成長は非常に速いということですが、去年は金融危機に遭いました。それでも 9%の成長率を維持しています。しかし、他の問題も出てきています。例えば生産性が低い、環境にも良くないということで、「産業構造調整指導目録」を発表しています。どのようなものを制限し、淘汰するかを明確に規定しています。毎年数十億元を出して、選択と集中を進めています。

それから、商品の品質を上げていくということです。中国は改革開放当初、206 億ドルの対外輸出額しかありませんでしたが、去年は 2 兆 5600 億ドルに達しています。しかし、私は 1997 年に日本に来て日中経済協会の方と意見交換を行い、そのときもこういう話をしましたが、中国の製品は質や付加価値が低いということで、まだまだ発展させる余地があります。もちろん利益を上げることは重要ですが、海外に輸出し、海外に対する影響、中国のイメージを高めていくことも非常に重要だと思います。中曽根元首相がこのようなことをおっしゃいました。トヨタは日本の右の顔を代表している、ソニーは左の顔を代表している。ですから、商品の品質などは非常に重要であると言えます。中国もこれからは品質、付加価値を上げていき、そういうものを輸出していきたいと考えています。

今、金融危機は中国や日本に対しても非常に大きな影響を与えています。ですから、中国では、これから 9 大産業政策を作成し、まず、産業を振興していきたいと考えています。自動車や紡績、機械などに関する産業振興政策を作成しています。これからも新しいものができると思います。そして、対外開放を更に促進していきたいと考えています。そして、ぜひ多くの外資に参入していただきたいと思います。輸出については、還付税という優遇



策がありますが、加えて様々な優遇政策を実施していきたいと考えています。

もう1つは独占の禁止です。中国は去年、独占禁止法関係の部署ができて、私どもの主な職責も規定されています。もし御興味があれば、サイトに私どもの職責についても明確に紹介しているので、皆様に見ていただきたいと思います。私どもの部署は工業、産業に関する政策を策定する部署です。そして、独占に反対しており、独禁委員会のメンバーでもあります。独占禁止執行機関と一緒にこのような仕事を進め、産業政策を進めていきたいと考えています。日本は非常に発展しており、独占禁止法の面においても多くの経験を積んでいます。中国はまだそれほど時間がたっていないので、日本の同僚の皆様と経験を分かち合い、学んでいきたいと考えています。

以上です。ありがとうございました。（拍手）

（小田切） どうもありがとうございました。それでは、国家工商行政管理総局独占禁止・不正競争防止執務局処長の楊潔さんお願いいたします。

（楊） 竹島委員長、御列席の皆様方、こんにちは。今日は JICA と JFTC のお招きをいただきまして、こちらに参って研修に参加することができて、うれしく思います。また、こうして交流できることを喜んでいます。

以下、若干の時間をいただきまして、2つ紹介したいと思います。中国の独占禁止法における市場支配的地位の濫用に関することと、工商総局としてどのような業務を展開しているかということを紹介します。

まず、市場支配的地位の濫用という独占行為ですが、これは世界各国いろいろな制度があると思います。中国の制度も基本的に国際的なやり方と同じです。企業がその支配的地位を濫用して競争を排除、制限することを禁止します。独占禁止法の第6条にその規定があります。

また、市場支配的地位の濫用に関する禁止については第1章において規定されています。市場支配的地位の濫用というのは、特定の主体に対して責任を追及する制度となっています。よって、何をもって市場支配的地位とするかという特定が必要になります。それは、第17条第2項に定められており、例えば、数とか取引の条件といったものを利用し、他の者が市場に参入することを制限するということが含まれています。

企業が関連する市場で支配的地位があるかどうか、これは大変複雑な問題だということはお皆様もお分かりだと思います。1つの基準だけでは計り知れないことがあります。企業に関連する総合的なファクターを考えなければいけません。本当に支配的地位かどうかと

いう点については、第 18 条の中で市場支配的地位の認定の際に何を要素とするかが決められています。例えば、関連市場における市場シェアと競争の状況、原材料の購入とか販売市場のコントロール、財政的な能力と技術的な状況、他の企業との取引上の依存関係、参入の難易度、それ以外の関連する要素で考慮すべきことはないかを考えることとなります。加えて、例えば、競合する者同士の連合がどのように行われているかといった提携関係などについても検討する必要があります。また、一部の国や地域における独占禁止法においては、企業の市場シェアを基に市場支配的地位を推定するというやり方が行われていることから、中国もそれを採用しました。第 19 条第 1 項ですが、関連市場における 1 企業の市場シェアが 2 分の 1 に達している場合、2 企業の市場シェアの合計が 3 分の 2 に達している場合、3 企業の市場シェアの合計が 4 分の 3 に達している場合は、市場支配的地位があると推定するという方法を採用しています。

しかし、これは企業の市場支配的地位を測る上での重要な基準ではありますが、絶対的な基準ではないとも言えます。これについては抗弁可能な制度でもあります。中国の独占禁止法では第 19 条第 3 項で、市場支配的地位が推定された企業に抗弁する権利が与えられています。推定された企業であっても、地位を有しないことを証明する証拠がある場合は、市場支配的地位を有する者とは認定しないという規定があります。

また、中国独占禁止法は世界の趨勢と同じであり、地位を濫用しなければ違法ではありません。よって、支配的地位を合法的に利用する場合には、濫用ではなく、合法的に活動していれば良いわけです。

中国は国際的なやり方を参考にしながら、第 17 条で 6 つの典型的な濫用行為を決めています。また、国务院の執行機関が認定した、その他の市場支配的地位の濫用行為も禁止しています。この幾つかの市場支配的地位の濫用ですが、不公平な高価格で商品を販売する、あるいは不公平な低価格で商品を購入する。正当な理由なく、原価を下回る価格で商品を販売する。取引先に対して取引を拒絶する、つまり、取引先を限定するような場合です。あるいは抱き合わせ販売とか不合理な取引条件を付する。同等な条件の取引先に対して、取引価格など取引条件の面で差別的待遇をすることなどが禁止されています。

この地位の濫用行為というのはいわゆる当然違法というわけではありません。これらはいずれも「不公平な」とか「正当な理由なく」といった文言がありますので、市場支配的地位の濫用は、消費者とかユーザー側の利益がどのように損なわれたかを考慮して認定されます。

もう1つは工商総局の業務について御紹介したいと思います。私どもは市場の監督管理や執行を行う国务院の直属の機関です。市場参入、競争、商標の保護といった面で監督、執行を行っています。また、企業や消費者の合法的な権益の保護をしています。そして、経済秩序の維持、社会経済の調和のとれた発展、公平で公正な信用ある市場環境の創造を行っています。工商総局としては、独占禁止法について、特に独占的協定、市場支配的地位の濫用、行政権を濫用した競争の制限・排除といった分野を担当しています。価格については、先ほども話がありましたが、国家発展改革委員会が担当しています。

私どもは最近、このような業務を展開しています。まずは、執行機関の強化です。1994年に不正競争防止法という法律ができましたが、その際に公平取引局が工商総局の中に設置されました。そこでは、市場の行為の監督、検査を行い、不正競争に関する事件の調査、処理などをしていました。2008年には、元々あった局を基に、独占禁止・不正競争防止執法局と名前を変えています。そして、独占禁止や不正競争防止に関する具体的な措置を決めたり、ほかの部門と調整をとりながら事件への対処を行ったりしています。

また、私どもには総合処、独占禁止法執行処、独占禁止法指導処、不正競争防止処、事件調整処という組織があります。主に独占禁止法に関しては、独占禁止法執行処と独占禁止法指導処が責任を負っています。

工商総局は省とか市、自治区のレベルにも対応する部門を持っています。省には概ね1,000人の執行要員がいます。そこでは、独占禁止、不正競争に関する事件を処理しています。その下には競争法に関する執行に関しては2万4,000人、さらにその下には6万人余りという職員を有しています。

加えて、工商総局の独占禁止法関連業務としては、独占禁止法に関しての研修や唱導を行っています。社会意識を高めて良い社会を作ろうということです。

さらに、工商総局は、私どもの職責に基づいて、また、国务院独占禁止委員会に基づいて、関連する法律の規定を出しています。

手順の関係では2つの規定を作成しているところです。具体的には、工商行政管理機関による独占的協定、市場支配的地位の濫用に関する調査、処理の手順に関する規定です。これらの規定の中では、主に独占事件に関する管轄や授權について規定することとしています。同規定においては、独占的な協定と市場支配的地位の濫用に関する事件について、国家工商行政総局が統一して管轄することを規定するとともに、法律に基づいて、地方、省や自治区、直轄市などについても調査する権限を与えられることができる旨規定される

予定です。さらに、こうした手順規定の中では、情報提供に関する通報資料にはどのようなものが含まれているべきか、受理の仕方、立件、調査の委託、報告届出制度などについて明確化することとしております。同規定については、今年の上半期には工商総局で作成し、対外的に公表できると思います。

また、私どもは独占事件の取締りや処理に関して、商務部とかかわるような部分もあります。例えば、通報資料の内容、リニエンシー制度の執行など、商務部ともかかわりのある問題については、十分に調整を図り、合意を取りながら行っているところです。

それから、3つほどのガイドラインを作っているところです。具体的には、行政権の濫用による競争の排除と制限、市場支配的地位の濫用、独占的協定に関するものですが、草案は既に完成しており、現在、更に意見を求めているところです。具体的には、社会のいろいろな部門から論証を得たり、意見を求めたりしています。このような作業が終わってから、国务院の独占禁止委員会に提出して、統一して公表される運びとなります。

また、独占禁止法が施行されて以降、どのような情報提供や通報があったかについてですが、それについては中国の独占禁止法はあらゆる意味で注目を引いています。国务院の関連部門にも、独占に当たるのではないかという嫌疑に関する通報があります。我々はそれらについての確認作業を1つ1つ行っています。今の状況ですが、独占禁止法の違反ということで正式に立件したものは、まだありません。

以上です。ありがとうございました。（拍手）

（小田切） ありがとうございました。それでは、最高人民法院知的財産権庭裁判長の夏君麗さんをお願いいたします。

（夏） 竹島委員長、小田切所長、御来場の皆様、私は裁判長として、最後の発言者であり、これで終わりということです。長時間が経過しましたので、皆さんお疲れになったと思いますが、よろしく願います。

私の今日の話の内容は、私個人の意見としてお話をしたいと思います。最高人民法院を代表しておりません。中国では独占禁止法というのはまだ施行し始めたばかりです。これに関する裁判所の訴訟などがこれから出てくるかと思いますが、それをどのようにしていくかについてはまだまだしなければいけないことがたくさん残っています。ですから、私は今回このようなセミナーに参加して、私の意見を少しお話ししたいと思います。以下お話をする内容は、今、考えている、あるいは今、作業中のものばかりです。

ここでは、主に独占禁止法民事訴訟に関する問題についてお話します。最高人民法院と

いうのは、様々な訴訟についてすべて重視していますが、**2008**年に独占禁止法が施行され、一つの通達が出されました。人民法院は民事訴訟については全て受理しなければならないという旨の通達です。

民事責任については独占禁止法の第**50**条の中に書いてありますが、もし皆様御興味があれば、この条文を見ていただきたいと思います。また、日本の公取委の方からいろいろな説明を聞きましたが、中国では行政部門が行う再議、再審の内容があります。中国では独禁関係の機関があり、その部署が訴訟などいろいろなことを担当しています。そして行政不服審査、行政訴訟などについても第**53**条に規定されており、もし不服があった場合、再審を提起することができます。様々なプロセスも規定されており、どのようなものかどのようなプロセスを通さなければならないかといった規定がされています。基準なども規定されています。

今日、私がここでお話をしたいのは、民事訴訟についてです。私どもは非常に注目しており、たぶん皆様も関心を持っていらっしゃると思います。先に述べたとおり、人民法院の通達の中では、民事訴訟を受理しなければならないとなっています。行政訴訟についても受理しなければならないと規定されています。民事訴訟法の第**108**条にも規定されています。独占禁止法第**50**条には、「企業が独占的行為を実行して他人に損害を与えた場合、法に従い民事責任を負う」と規定されています。これは訴訟を提起することができるという法律的根拠を提供しています。原告適格などについても規定されています。このような規定に合致していれば、裁判所は受理しなければならないとなっているのです。

しかしながら、中国にとって、独占禁止法は新しい法律であり、独占禁止に関する訴訟は非常に複雑なものになると思います。ですから、**1つ1つ**模索していきたいと考えています。原告適格、司法プロセスと行政プロセスの連携など、様々なことを模索し、考えていかなければなりません。

こうしたことから、現在、具体的なことについて研究しているところです。例えば、民事訴訟と行政訴訟のどちらを主導的に優先するかなどです。経済活動の中では、競争、市場の秩序を維持していかなければならない。もしそれに反した場合、消費者にも影響を与え、損失を与えることとなります。ですから、民事訴訟については、中国の独占禁止法に従って、法律的な根拠を作っていかなければならないと思っています。

この民事訴訟についてですが、**2008**年**4**月**1**日、最高人民法院は「民事案件事由規定」を発表しています。最近の中国の状況などに基づいて、このような規定が作成されたので

すが、この中には、例えば知財権に関する紛争について規定がされているところ、分類上、不正競争と独占を巡る紛争はすべて知財権紛争に組み込まれることになっています。

それから、案件の管轄についても規定がされており、最高人民法院の通達では、独占禁止法に関する案件は一括して知財権紛争に組み込むこととされています。

そして、管轄権についてです。皆様、中国の法院、裁判所のことを御存じだと思いますが、4段階に分かれています。末端の法院、中級法院、上級法院、最高法院があります。その各級の判決に不服がある場合は、民事訴訟法改正により、上級の人民法院に上告できるということになっています。人民法院はそれを審査し、条件に合致していれば立件し、調査などを行います。そしてその理由が不足した場合は、却下することになっています。

一方、独占禁止法の管轄権については、独占禁止法に関する案件をどこが管轄するかはまだ決まっておりません。知財権に関しては、各段階に分けて管轄権を与えられており、一般的には中級人民法院が管轄することになっています。特許案件の場合は、専門性が非常に高いということで、各省、自治区、直轄市の人民政府の所在地にある中級人民法院、最高人民法院が定めた中級人民法院が管轄することになっています。そして、一般的な中級人民法院は商標案件や植物新品種などの案件を管轄することになっています。こうした一般的な知財権と同じように管轄権を与えるべきだという意見もあります。一方で、独占行為のタイプで区別する必要があるのではないかという意見もあります。私どもは日本に来て、いろいろな研修を受けて、日本の場合、高等裁判所、地方裁判所も受理しているということですが、中国では、現在検討段階にあります。

もう1つ関心を持っているのは、原告適格です。第50条では、独占行為により損害を受けた者と書いてあります。そうすると、損害を受けた事実があれば訴訟を起こすことができるということですが、一般消費者と間接購買者が独占禁止法上の民事訴訟を提起できるかどうかについてはまだ検討中です。

私はこのように考えています。原告適格というのは権利の問題です。権利を与えて、それを行使し、認定する中で、またいろいろな問題が出てくると思います。今後の経験も踏まえて、不断の模索が必要だと思います。もちろん訴訟する権限は与えられるわけですが、その後どのように判断されるかはこれからも模索していく必要があると考えています。

アメリカでは集団訴訟というのがあります。日本も似たような制度があります。中国において集団訴訟を認めるかどうかについては決まっておりませんが、ただ、そのような場合、原告適格をどのように見るかということが論点になるかと思っています。

原告適格ですが、独占行為の民事責任にも及んできます。損害賠償も考えていかなければなりません。独占禁止法の中では、それについては規定されていません。民事責任を問う場合、例えば、違反行為の事実が存在している、被告の違法行為と原告の損害に因果関係がなくてはならないといった条件がなければいけないということになります。また、その責任というのは過失なのか故意なのかも認定しなければいけません。異なった行為に対して、一部は過失かもしれません。それによって、どのような民事責任にするかということも問題になるかと思えます。そして、それを証明することもまた非常に難しいものと思われれます。また、原告が証拠を提供しなければいけないということになっておりますが、それを証明する方法なども、今後の検討が必要です。

民事責任について、中国では民法通則において **10** 種類の責任が規定されております。独占禁止法事案が、その中でどのように判断されるかに関しては、状況によって判断しなければいけません。例えば、損害賠償について、賠償の分類を決める必要があるかどうか、これも非常に複雑になるかと思えます。

それから、司法プロセスと行政プロセスの連携についてですが、世界の国々は様々な体制を採っています。アメリカは個人の訴訟が非常に多いのですが、日本も中国とは状況が違います。中国ではこれからどのようにしていくかですが、**1** つの制度というのは現実に合わせて作っていかねばなりません。それによって原則を作り、基準なども作っていかねばなりません。関連市場の画定、支配的地位の確認なども考えなければなりません。この司法プロセスと行政プロセスの問題、特に独占禁止法における問題というのは非常に複雑です。経済学的な極めて専門的な知識などが必要かと思えます。裁判官にこのような基礎や知識がなければ、これを受理したり処理したりすることができないと思えます。しかし、司法プロセスと行政プロセスというのは関係も非常に密であり、重要な問題であると考えています。

裁判所としては、訴訟の中で、いろいろな経験を積んできております。知財権に関する訴訟の経験も積んできており、体制、制度なども徐々に完備されてきているところです。支配的地位の確認の問題などについても、双方からそれぞれの専門家に意見を述べてもらうということもできると思えます。ただ、個人で訴訟を起こす場合は、様々な問題があります。例えば、アメリカのディスカバリーのような方法だと、コストが非常に高いので、このような問題も解決していかなければならないと考えています。

最後に、**1** つの国の制度が完全であるということはありません。例えば、日本も、特許

法とかいろいろな法律を改正しています。ですから、様々な経験、様々な体制の中から、いろいろなことを学んでいきたいと考えています。中国は、特に司法、訴訟の問題についてはまだまだ案件が少ないということで、経験をあまり積んでいません。しかし、私が考えていることは将来、結論が出るかと思います。以上です。（拍手）

（小田切） どうもありがとうございました。講演者の皆様、詳しく御説明いただきまして、誠にありがとうございました。既に時間が過ぎておりますが、せっかくの機会ですので、フロアから質問をお受けしたいと思います。質問のある方は挙手をお願いいたします。

（質問者 1） 本日は中国政府の中枢で独占禁止法の執行に携わっていらっしゃる先生方のお話を聴くことができ、大変光栄に思っております。この機会をお借りして、疑問に思っていることをお伺いしようと思って質問させていただきました。

質問の内容ですが、独占禁止法の事前審査の国外の **M&A** への適用です。例えば、日本の会社と日本の会社が合併する場合、それは中国の企業の合併でも中国と関係する企業の合併でもないわけですが、その日本の企業が中国に子会社を持っていて、売上高がかなりの部分を占めているとなると、規定上は中国への事前相談等が必要になるのではないかと思います。その点について実際上どのようなスタンスで運用されているのか、これから海外の **M&A** についてどの程度厳格に事前の届出等を要求しようとしているのか。それと過去の実例として、海外の企業同士の合併等について中国で事前相談等がなされた事例がありましたらお伺いできればと思います。よろしく願いいたします。

（趙） 現在、受理しているいろいろな届出の事案というのは、実は、外資企業にかかわるもの、それも域外での **M&A** に関するものが多いのです。中国の独占禁止法の規定では、中国域外の行為でも、中国域内市場の競争に制限などの影響がある場合は、独占禁止法が適用されます。日本の企業 2 社の合併や買収、株式の取得や契約によって、支配権が変わるような場合でも、同様です。

その場合、企業結合による全世界での取引額が **100** 億元を超え、そして **2** 社の中国域内の企業、先ほどおっしゃった子会社のような場合ですが、その中国域内での売上げ、販売額が **4** 億元以上になる場合、あるいは企業の中国域内のすべての売上げが **20** 億元以上になる場合には、**M&A** で支配権を変え得る行為だということで、届出が必要になります。

このような届出事案ですが、**20** 件以上寄せられています。リオティントの買収案などについてもそうです。

資産の購入とか株式の取得、あるいは契約関係によって、どのように支配権を得て、他



の企業に対して決定的な作用を与えるのか、これは大変複雑な問題なので、我々としてはできれば事前の相談という形で確定したいと思います。もし疑問があるようであれば、御相談してほしいと思います。また、市場への影響、それ以外の考え方についても、我々としてはぜひ相談をしてほしいと願っています。感触としては、関連する企業は割と早い時期に相談を持ちかけようということを望んでいます。相談の場合は非公開ですので、秘密が保持されます。よって、企業にとってもメリットはあると考えています。

(小田切) ありがとうございます。それでは、ほかに御質問はありますか。

(質問者 2) 発展改革委員会と工商総局の方にお聞きしたいことがあります。独占禁止法を精巧に施行している国はすべて、リニエンシー制度を採っています。中国では、第 46 条の中に同じような文言があるかと思いますが、中国でリニエンシーを申請する可能性はあるかどうかということです。例えばある会社がカルテルに参加したという経緯があった場合、EU やアメリカでしたら、私どもはすぐにリニエンシーを申請します。中国の市場と関係のある内容については、私どもはどうすればよろしいのでしょうか。EU やアメリカと同じように、中国国内においてもリニエンシーを申請する、例えば、価格と関係のあるものでしたら発展改革委員会、他の内容のものについては他の部門に申請するということになるのでしょうか。

(李) 申請は可能かと思えます。中国の独占禁止法はそのような機能を持っています。国際カルテルが中国の市場にも影響が及んでいる場合は、この制度を適用できると思えます。中国もリニエンシー制度を採り入れているので、調査し、認定できるような様々な重要な証拠を見つけ、収集し、独占禁止法の関係執行部門からそれを受理して処理することができますと思えます。

(楊) 独占禁止法では、リニエンシーに対して原則的な規定がされています。発展改革委員会と工商総局は現在、話し合いをしている最中です。例えば、執行のプロセス、それから関係のある規定の中でリニエンシーに対してどのように対応するか、その具体的な規定を今考えています。この 2 つの部門は同じような政策を採っています。問題は今、具体的なプロセスについて考えているということです。例えば、価格カルテルについては、アメリカや EU、そして日本を含めた経験などを勉強しています。リニエンシーというのはこのような問題を解決する 1 つの非常によい方法だと思いますので、制度を採り入れています。そして、その制度に従って実施していきたいと考えています。その程度をどのくらいにするかですが、内容を今、具体化しているところです。

(小田切) 今日是中国政府の皆様，御講演いただきまして，大変ありがとうございました。また，会場の皆様，長時間にわたりお付き合いいただきまして，誠にありがとうございました。これもちまして本日の公開セミナーを終わらせていただきます。今後とも競争政策研究センターでもいろいろな活動をしていきたいと思っておりますので，御支援いただければありがたく思います。どうもありがとうございました。(拍手)